

株式に関するお知らせ

単元未満株式の買取・買増請求について

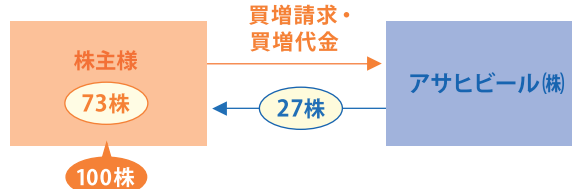
当社の株式は1単元が100株となっており、単元未満株式（1～99株）については市場での売買はできませんが、当社に対して**買取請求（売却）**、または100株（1単元）となるよう**買増請求（購入）**をすることができます。お手続きの方法および用紙のご請求は、P23記載のお問い合わせ先にお申し出ください。

例 株主様が73株をご所有の場合

[買取請求の場合]

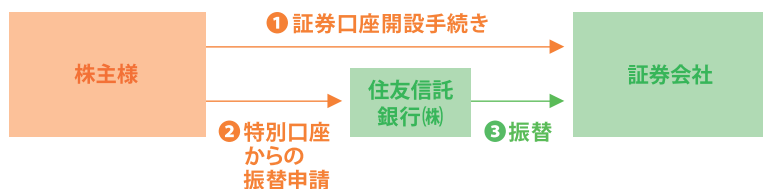


[買増請求の場合]



特別口座から証券会社の口座への振替申請について

特別口座^{*}に記録されている株式については、**特別口座のままでは売買できません**（単元未満株式を除く）。さまざまなお手続きを円滑に行うためにも証券会社の口座への振替申請をお薦めします。お手続きの詳細は、P23記載のお問い合わせ先にご確認ください。



※ 特別口座：

株券電子化前にはふり(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった場合や登録不発行の単元未満株式を保有していた場合に、当該株式が記録される口座です。なお、特別口座に当社株式が記録された株主様は、住友信託銀行株式会社から2009年2月9日付にて「特別口座開設のご案内」のハガキを発送させていただいています。

配当金のお受け取り方法について

配当金は、**下記の4つの方法**でお受け取りいただけます。ただし、株主様の株式の保有状況や振込先の金融機関などによって利用できない場合もありますので、詳細はP23記載のお問い合わせ先にご確認ください。

1. 配当金領収証方式 「配当金領収証」をゆうちょ銀行または郵便局の窓口にお持ち込みいただき、現金を受け取る方式です。
2. 個別銘柄指定方式 株式の銘柄ごとに、予め指定した金融機関口座への振込によって受け取る方式です。
3. 登録配当金受領口座方式 保有する全ての銘柄の配当金を、予め指定した同一の金融機関口座への振込によって受け取る方式です。
4. 株式数比例配分方式 株式を預けている証券口座への振込によって受け取る方式です。
同一銘柄の株式を複数の証券会社に分けている場合は、その株数に応じて分けての受け取りとなります。